

# フランス法における収益に関する 錯誤について (1)

矢 島 秀 和

- I. はじめに
- II. 確信と射倖性、錯誤の評価時点（以上、本号）
- III. 同意に影響を与えない錯誤としての収益に関する錯誤
- IV. フランチャイズ契約に関する2020年6月24日の破毀院商事部判決
- V. おわりに

## I. はじめに—本稿の目的および分析の視角等

契約から期待した収益を上げることができなかった場合に、収益性に関する錯誤があったことを理由に錯誤取消しをすることができるかが問題になることがある<sup>(1)</sup>。本稿は、このような給付の経済的評価ないし見込みに関する錯誤である収益に関する錯誤 (erreur sur la rentabilité) の問題に

---

(1) たとえば、本稿でも取り上げるフランチャイズ契約において、フランチャイジーが契約を締結して獲得することを期待した利益を獲得することができなかったとして改正前民法95条に基づき同契約の錯誤無効を主張した近時の事例として、東京地判令1・8・15 LEX/DB文献情報2019WLJPCA08158001、東京地判平25・3・15 2013WLJPCA03158010がある。もっとも、いずれの事案においても錯誤無効の主張は認められていない。また、フランチャイズ契約以外でも、たとえば賃貸用不動産のサブリース契約において賃料保証がされていたにもかかわらずサブリース業者が賃料の減額を請求してきたことに対して、サブリース業者の情報提供義務違反を理由としたオーナー側による損害賠償請求も同様の問題として捉えることができるのではないか。かかる点に関する研究については、堀川信一「投資用不動産の収益予測とサブリース業者の情報提供義務違反に基づく損害賠償責任」大東文化大学法学研究所報39号(2019年)51頁以下がある。なお、賃貸人がしたサブリース業者との賃料減額合意の錯誤無効が認められた事例として、岐阜地判令2・2・28 2020WLJPCA02286022がある。本判決の評釈として、堀川信一「判批」大東法学30巻2号(2021年)163頁、中谷崇「判批」現代消費者法62号(2024年)101頁がある。

ついて、紙幅の都合上まことに不十分なものはあるが、同錯誤の議論の蓄積が豊富なフランス法の紹介ならびに整理を行い、日本法における同様の問題を今後検討するための視座の獲得を目的とするものである。また、フランス法において議論が盛んであるだけでなく、フランス錯誤論の主要な争点の1つを形成していると推量される<sup>(2)</sup>にもかかわらず、わが国においてこれまであまり取り上げてこれなかったことから<sup>(3)</sup>、フランス法における収益に関する錯誤の議論を紹介すること自体に一定の意義があるのではないかと考えるものである。

フランス法の紹介に入る前に、最初に、そもそもとして「収益」とは何かを定義しておく、投下された資本が成果を生み出す能力、または金銭のかたちで得られる利益のこととされる(Dictionnaire Larousse, v° Rentabilité)。この「収益」は、契約締結前に当該給付が生み出した収益(rentabilité rétrospective: 過去における収益)と、契約締結後に当該給付が生み出すと見込まれる収益(rentabilité prévisionnelle: 将来における収益)とに分けることができる<sup>(4)</sup>が、収益に関する錯誤の議論はもっぱら後者に集中しているといえるので、本稿では特にことわりのない限り、将来における収益に関する錯誤を「収益に関する錯誤」と呼称し、この問題を

(2) たとえば、F. Terré et al., *Droit civil Les obligations*, Dalloz, 13<sup>e</sup> édition, 2022, n°285, p.316; J. Flour et al., *Droit civil Les obligations L'acte juridique*, 17<sup>e</sup> édition, Sirey, 2022, n°334, p.470などのフランス債務法の主要なテキストでは、収益に関する錯誤について独立の項目を設けて議論の紹介ないし検討をしている。

(3) 不十分なものはあるが、筆者はこれまでフランチャイズ契約に絞ってフランス法における収益に関する錯誤の議論の紹介ないし検討を行ってきた。同契約における収益に関する錯誤については、矢島秀和「フランチャイズ契約における収益に関する錯誤についての一考察—フランスにおける議論を参考に—」法と政治(関西学院大学)69巻2号(下)(2018年)309頁、同「フランチャイズ契約における『契約の領域』に関する一考察—スザンヌ・ルケットの共通利益の契約(contrats d'intérêt commun)論を参考に—」日本法学88巻4号(2023年)464頁を参照願いたい。

(4) V. X. Boucoba et Y.-M. Serinet, À propos de l'erreur sur la rentabilité, in *Mélanges en l'honneur du Professeur R. Martin*, LGDJ, 2015, p.86.

対象とする。

ここで端的に結論を述べると、例外的に無効原因とされることがあるものの、収益性に関して錯誤があったとしても、原則的には無効原因たる錯誤とは解されていない。その理由として、以下の分析の視角で挙げる諸点を指摘することができる。

(1) 分析の視角—フランス法において収益に関する錯誤が無効原因にならない理由

i) 射倖性の問題

のちに紹介するように、フランス法において錯誤とは表意者の確信 (*conviction*) と現実 (*réalité*) との齟齬と定義される。収益に関する錯誤では、この確信の部分に射倖性 (*aléa*) が伴っているとされる。ここで出てきた射倖性という語は、取引の構造 (*économie*) の中にあり、利害を有する者にとっての利益のチャンスもしくは損失のリスクをもたらす偶然 (*hasard*) ないし不確定性 (*incertitude*) の要素のこととされる<sup>(5)</sup>。表意者の確信を構成する将来の収益獲得に対する期待とはまさに不確定な要素を有するために、収益を上げることができなかったことを理由に錯誤無効を認めてしまうと相手方の法的安全を著しく損ねることになる。そのため、射倖性が伴う将来の収益獲得に対する期待が裏切られたことを理由に錯誤無効を認めることはできないと解されている。フランス法において、表意者の確信に内在する射倖性の要素は収益に関する錯誤の問題と密接に関連していると考えられることから、本稿において射倖性を分析の視角に据え

---

(5) G. Cornu, *Vocabulaire juridique*, 12<sup>e</sup> édition, Association Henri Capitant, Puf, 2018, p.54, v<sup>o</sup> «Aléa 1».

ることとした<sup>(6)</sup>(II)。

ii) 同意に影響を与えない錯誤としての収益に関する錯誤

i) で述べた理由から、収益に関する錯誤は、理論上、錯誤を構成し得ないのではないかと考えられる一方で、フランス法では、錯誤の問題の中で考えると同意に影響を与えない単なる動機に関する錯誤に過ぎないと解されるのが一般的といえる。そこで、第2は、同意に影響を与えない錯誤(erreur indifférente)としての収益に関する錯誤という視角からの分析である。これはさらに以下の2つの視角から捉えることができる。

まず、収益に関する錯誤は給付の本質的性質に関するものではなく、その価値に関して錯誤が生じたに過ぎないという価値に関する錯誤(erreur sur la valeur)<sup>(7)</sup>であるといわれる。

- 
- (6) 射倖性と錯誤の問題は、表意者が期待した性質を給付が備えていなかった場合における錯誤無効の可否の問題であり、フランスでは美術品(œuvres d'art)の取引においてしばしば繰り返されてきた(Terré et al., *supra* note 2, n°283, p.314.)。したがって、この問題は収益に関する錯誤に限った問題ではないし、さらには、利得または損失が不確実な事項にかかる契約である、保険契約等の射倖契約(contrat aléatoire)も射程に入ってくる、大変に広がりのある問題であるといえるが、本稿では収益に関する錯誤に限定して射倖性と錯誤の問題を取り上げると定める。なお、契約法における射倖性の問題を扱う総合的なフランス法研究として、西原慎治『射倖契約の法理—リスク移転型契約に関する実証的研究』(新青出版、2011年)を挙げなければならない。特に、同書はその17頁以下において、フランス法における射倖契約の有償契約上の位置づけから射倖契約におけるコースの問題までフランス法における射倖契約を横断的に論じる重要な研究である。フランス法に関しては、射倖性を題材としたシンポジウムの記録であるPh. Baillot et al., *L'aléa*, Dalloz, 2011. (同書の中でもとりわけ本稿との関係では、Y-M. Laithier, *Aléa et théorie générale du contrat*, p.7 et s.)を挙げなければならないだろう。
- (7) 判例・学説は、レジオン(lésion)が問題になる例外的な場合を除き、一貫して、価値に関する錯誤は同意に影響を与えない錯誤であると解してきた(野村豊弘「意思表示の錯誤(3)―フランス法を参考にした要件論―」法学協会雑誌93巻2号(1976年)251頁)。価値に関する錯誤の判例の分析については、同「意思表示の錯誤(5)―フランス法を参考にした要件論―」法学協会雑誌93巻4号(1976年)485頁以下、山岡真治「錯誤論の再検討―フランス法を手がかりとして―」神戸法学雑誌51巻3号(2001年)87頁以下を挙げることができる。

また、契約において期待した収益性は表意者の契約締結に際しての私的な動機であるため、そうした錯誤は顧慮されない。すなわち、収益に関する錯誤は単なる動機に関する錯誤 (*erreur sur les simples motifs*)<sup>(8)</sup>に過ぎないとされている。

もつとも、いずれの錯誤においても、例外的に無効原因たる錯誤とされることがある。判例・学説ともに、価値に関する錯誤については、同錯誤が本質的性質に関する錯誤を伴うときには無効原因とされ、また、単なる動機に関する錯誤が顧慮されるためには、相手方の法的安全を担保するための付加的な要件が課せられると解しているといえる<sup>(9)</sup>。そこで、無効原因とされない錯誤であるという原則を確認した上で、例外的に収益に関する錯誤が顧慮される場合にも焦点を当て、同錯誤についての議論を整理したい (III)。

## (2) フランチャイズ契約の場合

以上の各点から、収益に関する錯誤を理由に無効を主張することはできないのが原則とされているが、一定の特殊な契約においては収益に関する錯誤が無効原因になることがある。その特殊な契約とはフランチャイズ契約である。同契約における収益に関する錯誤の考察はすでに何度か行ってきたが、近時、同錯誤が顧慮されるにはフランチャイザーが売上収益予測を作成し、これをフランチャイジーに提供しなければならないとした破毀院判決<sup>(10)</sup>が登場した。同判決における先述部分は他の錯誤ではみられないものであり<sup>(11)</sup>、フランチャイズ契約における収益に関する錯誤の議論に

(8) フランス法における単なる動機に関する錯誤についての近時の邦語文献として、小林和子「単なる動機 (*simple motif*) の錯誤の考慮について—フランス民法1135条1項の場合—」筑波ロージャーナル32巻 (2022年) 1頁がある。

(9) 単なる動機に関する錯誤における付加的な要件については、小林・前掲註 (8) 15頁以下。

(10) Cass. com., 24 juin 2020, n°18-15249.

(11) C. Grimaldi, *Leçons pratiques de droit des contrats*, LGDJ, 2<sup>e</sup> édition, 2022, n°154, p.136.

転機をもたらすことになるのではないだろうか。

そこで、とりわけ、なぜフランチャイズ契約においては収益に関する錯誤が顧慮されるためにはフランチャイザーからの売上収益予測の作成および提供が必要とされたのかという点<sup>(12)</sup>について、前記(1)での議論を踏まえつつ、関連する議論の紹介および整理を行っていく(IV)。

### (3) 「契約の領域」

ところで、以上の(1)および(2)でのいずれの議論においても、「契約の領域(champ contractuel)」<sup>(13)</sup>という概念がしばしば登場する。この「契約の領域」という概念はフランス法においても定義が確立されている

(12) 同判決の、この点に関してはこれまで若干ではあるが検討を行ってきた(矢島秀和「フランチャイズ契約締結過程における情報提供義務—破毀院商事部2011年10月4日判決および関連する学説を参考に—」比較法研究82巻(2021年)316頁、同「フランチャイズ契約における『契約の領域』に関する一考察—スザンヌ・ルケットの共通利益の契約(contrats d'intérêt commun)論を参考に—」日本法学88巻4号(2023年)450頁以下)。もっとも、前者においては同判決の紹介に僅かな考察をくわえたものであり、後者ではスザンヌ・ルケット(Suzanne Lequette)の論考(Le champ contractuel—Réflexion à partir de la retnabilité économique, RDC mars 2016, p.135)と関連する限りでの考察を行ったに過ぎない。そこで、本稿では、本文で述べた点を主たる論点に据え、同判決を分析する学説を踏まえて、これまでの先例(フランチャイズ契約における収益に関する錯誤についてのリーディングケースといえる先例として破毀院商事部2011年10月4日判決(Cass. com., 4 oct. 2011, Juris-Data n° 021604.)がある。)と比較した場合の同判決の意義や特徴を明らかにするために整理を行っていく。

(13) 「契約の領域」概念はアンリ・カピタン(Henri Capitant)の著書『債務のコースについて』で用いられ(H. Capitant, *De la cause des obligations*, Dalloz, 1<sup>re</sup> éd., 1923, n°4, p.23.)、フランス法においてそれまで客観的・抽象的に捉えられてきたコース概念の、主観的・具体的理解への転換および発展に寄与してきたものである(わが国におけるフランス法のコース概念の研究については克明に詳述された貴重な業績がすでに存在するが、同概念の展開や2016年フランス債務法改正における同概念の処遇に関して、森田修「契約法—フランスにおけるコース論の現段階—」岩村正彦=大村敦志=斎藤哲志編『現代フランス法の論点』(東京大学出版会、2021年)164頁以下が詳しい。)。フランス法における「契約の領域」の形成要件については、山城一真『契約締結過程における正当な信頼—契約形成論の研究』(有斐閣、2014年)388頁以下において詳細な考察がくわえられている。

とは言い難いが、当事者が合意の中に取り込むことを欲した要素ということが出来る<sup>(14)</sup>。すなわち、前記のいずれの議論においても、問題となる要素が契約の中に取り込まれていると評価することができるか否かということが、錯誤無効が認められるかどうかの判断を分かち分岐点の1つになっていると思料できる。そうしたことから、フランス法の紹介ならびに整理にあたっては「契約の領域」という概念に注意を払いつつ進めていくことにする。

## II. 確信と射倂性、錯誤の評価時点

### 1. 錯誤とは何か—錯誤者の確信と現実の齟齬

フランス民法典（以下、民法典。）は錯誤とは何か定義をしていないが、フランス法において錯誤とは、現実（réalité）についての誤った表示（fausse représentation）と定義されている<sup>(15)</sup>。すなわち、表意者の内心の確信（conviction）と現実（この現実はいわゆる既知（connu）のものであることが必要である<sup>(16)</sup>。）との齟齬から生じるのが錯誤である<sup>(17)</sup>。したがって、たとえば、ピカソの真作の絵画だと思って購入したところそうではなかったといった、絵画の真作性に関する場合<sup>(18)</sup>や、税制上の利益を受けるために不動産を購入したが利益を受けられなかった場合<sup>(19)</sup>のように、現実との対比で確信が誤っていた場合が錯誤になる。そして、錯誤を理由に締結した契約を無効にするには、確信と現実との齟齬を表意者が証明しなけ

(14) M. Fabre-Magnan, *Droit des obligations 1- Contrat et engagement unilatéral*, PUF, 2021, 6<sup>e</sup> édition, n° 474, p.366.

(15) D. Houtcieff, *Droit des contrats*, Bruylant, 7<sup>e</sup> édition, 2022, n° 238, p.244 ; Terré et al., *supra* note 2, n° 274, p.304.

(16) Houtcieff, *supra* note 15, n° 247, p.249.

(17) J. Ghestin et al., *TRAITÉ DE DROIT CIVIL, La Formation du contrat Tome 1 : Le contrat Le consentement*, LGDJ, 4<sup>e</sup> édition, 2013, n° 1111, p.878 ; G. Vivien, *De l'erreur déterminante et substantielle*, RTD civ. 1992. 305, n° 7, p.309.

(18) Houtcieff, *supra* note 15, n° 247, p.249.

(19) Fabre-Magnan, *supra* note 14, n° 548, p.424.

ればならない<sup>(20)</sup>。

## 2. 疑義 (doute) の伴う表意者の確信—射倖性の受け入れ

錯誤評価において現実と対比される確信であるが、表意者が射倖性を受け入れて契約をしていたと評価できる場合には錯誤無効の主張は認められない。錯誤と射倖性の問題はもっぱら美術品の売買をめぐる展開されてきたという経緯があるので、次において、この問題の先例としてしばしば登場する「フラゴナールの門 (Verrou de Fragonard) 事件」(破毀院第1民事部1987年3月24日判決<sup>(21)</sup>) を取り上げていきたい。

### (1) フラゴナールの門 (Verrou de Fragonard) 事件<sup>(22)</sup>

#### 【事実】

1933年に、「フラゴナールの作とされる (attribué à Fragonard)<sup>(23)</sup>」と注記され「門 (Le Verrou)」との作品名のついた本件絵画を競売 (enchères publiques) を通じて購入した亡Aの相続人のXらは、本件絵画を競売によりYに売却した。その後、Yが調査した結果、本件絵画はフラゴナールの真作 (authenticité) であると判明したため、Xらが、鑑定士が亡Aに対し本件絵画はフラゴナールの真作ではないとの説明をしていたことから、本件絵画は真作ではないとの確信を有していたとして、本件絵画の売買契約の錯誤無効を主張したというものである。原審は、「～の作とされる」という文言から本件絵画が真作であるという疑いは排除されないとしてXらの錯誤無効の主張を斥けた。そこでXらが破毀申し立てを行った。これに対し、破毀院は以下のような理由で原審の判断を支持し、Xらの破毀申し立てを斥けた。

---

(20) Ghestin et al., *supra* note 17, n° 1111, p.878.

(21) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 24 mars 1987, *Bull. civ.* I, n° 105, n° 85-15736 ; JCP G, 1989, II 21300, obs. M.-F. Vieville-Miravete.

(22) 同判決については、山岡・前掲註(7) 80頁以下において詳しく取り上げられている。

(23) 「attribué à」の邦語訳は、山岡・前掲註(7) 80頁における訳語を参考にした。



## 【判旨】

破毀院は、1933年の売買時に、亡Aはフラゴナールの作とされる本件絵画を買い受けることにより、契約当事者双方は本件絵画の真作性に関する射倖性を受け入れているということができ、Xらは亡Aが本件絵画に対する誤った確信 (conviction erronée) の下で契約をしていたことを証明できていないとした原審は正当であるとした。そして、各当事者が本件絵画の真作性に関する射倖性を受け入れたということであれば、射倖性が契約の領域に取り込まれていたということが出来る。したがって、後に共通の不確定性さが霧消して本件絵画がフラゴナールの真作であるということが明らかになったとしても、Xらが錯誤無効の主張をすることはできないと述べ、Xらの主張を容れなかった原審の判断は正当であると結論付けた。

## (2) 本判決の整理

以上のフラゴナールの門事件判決が示したことはこうである。すなわち、その真作性について疑義を含む「フラゴナールの作とされる」という評価がされていた本件絵画の売買においては、各当事者は射倖性が存在することを受け入れた上で契約をしていることになる(破毀院は、この射倖性という錯誤リスク(本件絵画の作者の疑義にかかるリスク。)を各当事者が受け入れたことを「契約の領域に取り込まれていた」という言葉で表現している。)。したがって、契約後に現実(本件絵画がフラゴナールの真作であったということ。)が明らかになったとしても、表意者の錯誤が顧慮される可能性は原則的に排除される<sup>(24)</sup>。契約時に売主は射倖性を受け入れた上で契約をしているという点で、まさに原因を了知した上で(en connaissance de cause)契約を締結したことになるがゆえに、錯誤無効の主張はできない<sup>(25)</sup>。

(24) Y. Buffelan-Lanore et V. Larribau-Terneyre, *Droit civil Les obligations*, Sirey, 18<sup>e</sup> édition, 2022, n° 1142, p.383.

(25) Ghestin et al., *supra* note 17, n° 1111, p.878 ; Fabre-Magnan, *supra* note 14, n° 524, p.407.

以上のことを端的に定めるのが、2016年の債務法改正で新たに設けられた、「給付の性質に関する射倖性の承認 (acceptation) は、その性質に関する錯誤を排除する。」<sup>(26)</sup>と規定する民法典1133条3項である。同規定は、給付の性質に対して各当事者が射倖性を受け入れて契約を締結した場合には、錯誤無効の主張をすることができないということを定めるものである<sup>(27)</sup>。したがって、まさに1133条3項は「射倖性は錯誤の主張を許さず (l'aléa chasse l'erreur)」ということを示しているのである<sup>(28)</sup>。これはすなわち射倖性が契約の領域に取り込まれており、各当事者によって疑義が共有されていると評価できる場合には原因を了知して行為しており錯誤に陥ってはいないので、錯誤無効の主張は認められないことを意味する<sup>(29)</sup>。換言すれば、射倖性が確信の中に組み込まれていてはならないということである<sup>(30)</sup>。

他方で、後にも取り上げるが、同じく絵画の真作性に関する錯誤が問題になったプッサン事件のように、表意者の確信に射倖性がなく（見方を変えれば、射倖性が契約の領域から排除されていたと評価できるとき）<sup>(31)</sup>、現実と齟齬を来した場合には錯誤無効が認められることがある。同様な事例として、ショッピングモール (centre commercial) のテナントの賃貸借契約において、隣接する場所に競合店が存在しないという確信を有して契約をしたが、実際にはそうではなかったという場合に当該テナントの賃貸

(26) 本稿における現行民法典の条文訳については、荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オールドナンス (2016年2月10日のオールドナンス第131号) による民法典改正」同志社法学69巻1号 (2017年) 279頁以下を適宜参照した。

(27) 民法典1133条3項の規定は2016年の債務法改正において設けられたが、それまでの判例 (V. par ex., Cass. com., 16 déc. 1970, *Bull. civ.* IV, n°346, n°68-10497) において確立したものと評することのできる理解を明文化したものである (B. Petit, *CONTRAT. – Vice du consentement. – Erreur*, JCI, Fasc.3-3, 2022, n°49.)。

(28) Houtcieff, *supra* note 15, n°247, p.249.

(29) *Ibid.* ; Terré et al., *supra* note 2, n°283, p.314.

(30) Vivien, *supra* note 17, n°20, p.315.

(31) V. Terré et al., *supra* note 2, n°283, p.314.

人が本件賃貸借契約の錯誤無効を主張したところ、契約交渉等の経緯から賃借人の確信から射倖性が排除されており、その確信と現実との間に齟齬があるとされ錯誤無効が認められた破毀院第3民事部2013年10月2日判決<sup>(32)</sup>を挙げることができる。

### (3) 射倖性が契約の領域に取り込まれている将来の収益に関する錯誤

#### i) 将来の収益に関する錯誤

ここまで確認してきたように、確信に射倖性が存在する場合には錯誤無効の主張をすることができない。このことを先ほどのフラゴナールの門事件に準えて解するならば、各契約当事者は「本件絵画はフラゴナールの真作であるかも知れないし、そうでないかも知れない」という疑義があることを理解した上で契約をしていたため、錯誤無効の主張が排除されるということである。このことを将来の収益に関して錯誤が問題になる場合に当てはめて考えてみると、表意者の当初の確信は、彼が予期した事態(éventualités)のうちの1つと必然的に符合することになる<sup>(33)</sup>。つまり、表意者は、収益を上げることができるという結果になるかも知れないし、反対の結果になるかも知れないという疑義を抱いた上で、それでもなお契約に至っているということができる。

したがって、将来の収益性という射倖性が伴うことを受け入れてこれを契約の対象(objet)<sup>(34)</sup>の中に取り込んだならば、射倖性が存在するということについて原因を了知して契約を締結したといえるため、射倖性は錯誤を援用することをできなくする<sup>(35)</sup>。そうすると、将来の収益の獲得を期

---

(32) Cass. 3<sup>e</sup> civ., 2 oct. 2013, n<sup>o</sup> 12-13302.

(33) Boucobza et Serinet, *supra* note 4, p.86.

(34) “objet”概念は錯誤と同じくコースの議論と密接にかかわりながら発展を遂げてきたこともあり非常に難解な概念であるが、大塚哲也「契約目的概念の意義および位置づけに関する序論的考察—フランス法における契約のオブジェ概念に関する議論を素材として—」流経法学(流通経済大学)22巻1号(2022年)89頁以下は同概念に関する近時の貴重な研究である。

(35) Boucobza et Serinet, *supra* note 4, p.86.

待して契約をしたがその期待通りにならなかったとしても、収益の獲得を保証する (garantie) 特別な条項が存在し、それにより射倖性が契約の領域から排除されない限り、表意者は自己責任で (à ses risques et périls) 契約を締結したことになる<sup>(36)</sup>。実際に、たとえば、一定期間貯蓄すると税制上の優遇措置を受けられ投資的な商品に近しいものである生命保険 (assurance sur la vie)<sup>(37)</sup> の加入者が、貯蓄 (épargne) 金額が減少したため保険者等に対して本件保険契約の錯誤無効等を主張した事案において、破毀院は出資者による投資判断の誤り (erreur de choix de placement) に過ぎないとして錯誤無効の主張を斥けた控訴院判決を支持した<sup>(38)</sup>。このように、判例は、投資的ないし投機的な取引において、契約時に期待した収益が獲得できなかったことを理由とした錯誤無効の主張を認めていないといえる<sup>(39)</sup>。かくして、まさに収益に関する錯誤を理由とした無効の主張は、「射倖性は錯誤の主張を許さず」という前記の法諺を定めた民法典1133条3項によって認められないことになる。

それでは、表意者の収益獲得に対する期待が相手方の態様によってもたらされた場合であっても、期待した収益の不獲得のリスクは自己責任を理由に表意者が負担することになるのであろうか。たとえば、相手方から将来の収益性に関する情報を提供され、表意者が契約を締結したような場合である<sup>(40)</sup>。このような、いわば表意者の確信が相手方の関与によって形成されたといえるような場合に、表意者が負担すべきリスクを、相手方へと

(36) *Ibid.*, p.87.

(37) 「生命保険」という訳語については、生命保険文化研究所『生命保険用語仏和辞典』(生命保険文化研究所、1989年)に従った。

(38) Cass. 2<sup>e</sup> civ. 8 oct. 2009, *Bull. civ.* II, n°239, *Juris Data* n°049784 ; JCP G 2009. 574, obs. Y.-M. Serinet.

(39) V. Ghestin et al., *supra* note 17, n°1179, p.956.

(40) 本文で取り上げた破毀院第2民事部2009年10月8日判決では、出資者は、保険者らの契約締結前の情報提供義務(保険法典L.132-5-1条)および助言義務 (obligation de conseil) 違反を主張していた。

転嫁することはできないのだろうか<sup>(41)</sup>。こうした問題は特にフランチャイズ契約においてしばしば顕在化してくるので、同契約における収益に関する錯誤を扱うIVにて取り上げる。

## ii) 過去の収益に関する錯誤

ところで、前記の議論は“将来の (prévisionnelle)”収益に関することであるので、これまでの投資によって得られた収益であり、確かめることのできる事実 (fait constatable)<sup>(42)</sup>である“過去の (rétrospective)”収益に関する錯誤の場面には当てはまらないとされる<sup>(43)</sup>。そうした一例として、破産院商事部1996年6月18日判決<sup>(44)</sup>を挙げることができる。本件では、営業財産の譲渡契約を締結したところ、当該営業財産が過去に上げた収益等に関して、商法典L.141-1条<sup>(45)</sup>に基づき情報提供義務を負う売主から誤った情報が提供されたことで同意に瑕疵が生じて契約を締結したとして、取得者が錯誤無効の主張をしたところ、収益等に関して誤った情報が提供されたことで取得者の同意に瑕疵が生じていたとして錯誤無効の主張が認め

(41) V. Th. Genicon, *Erreur sur la rentabilité économique : erreur indifférente sur la valeur ou erreur substantielle ?*, RDC 2012, p.75.

(42) M. Behar-Touchais, obs. sous Cass. 1<sup>re</sup> civ., 21 oct. 2020, JCP E 2021, n°3, p.34.

(43) Boucobza et Serinet, *supra* note 4, p.86-87.

(44) Cass. com., 18 juin 1996, n°93-19645 ; D. 1998. p.305, note F-Jault-Seseke.

(45) 同条は、営業財産の譲渡人に対して、自らその営業財産を購入した際のその価格や、当該営業財産の利用における直近3年間で実現した、もしくは当該営業財産の取得以来（当該営業財産の取得が3年に満たない場合）の総売上高および事業利益についての情報を提供することを義務付けていた。しかし、会社法の簡略化等に関する2019年7月19日の法律第2019-744号 (Loi n°2019-744 du 19 juillet 2019 de simplification, de clarification et d'actualisation du droit des sociétés (1), JORF n°0167 du 20 juillet 2019) によって廃止された。以後は、営業財産譲渡における譲渡人に対しては民法典上の情報提供義務が課されると解されている (F. Collart-Dutilleul et al., *Contrats civils et commerciaux*, Dalloz, 12<sup>e</sup> edition, 2024, n°49, p.70)。したがって、以後は、営業財産の譲渡における当該営業財産の過去の収益する錯誤は民法典の情報提供義務に関する規定を媒介して顧慮されることになろう。

られた<sup>(46)</sup>。

以上要するに、もとより契約をする時点では確かめることができず、表意者の確信に必然的に射倖性が伴う将来における収益性に関する錯誤については、これを保証する特別な条項が存在する場合は別として、顧慮されないのが原則であるが、過去の収益に関する錯誤であれば、特にそれに関する情報提供義務が課されているといった場合には、錯誤無効の主張が認められることがある<sup>(47)</sup>。

### 3. 錯誤の評価時点—契約後の要素も考慮し評価される現実

#### (1) プッサン事件<sup>(48)</sup>

前記のように錯誤は表意者の確信と現実との間に生じた齟齬のことをいうが、その錯誤の存在は他のあらゆる同意の瑕疵(vices du consentement)と同様に契約締結時点において評価される<sup>(49)</sup>。この点、表意者の確信は契約締結時点におけるそれを基準に判断される<sup>(50)</sup>ところ、契約締結時における現実の証明のために契約後の要素を用いることができるとされ、そのことをはじめて示したとされるのが、最初のパリ大審裁判所の判決から最後のヴェルサイユ控訴院判決まで、決着をみるまでに15年近くにわたって争われた「プッサン事件」における2度目の破毀院判決

---

(46) 本文で挙げた例以外にも、Boucobza et Serinet, *supra* note 4, p.87によれば、フランチャイザーのチェーンに加盟するフランチャイジーがこれまで上げてきた利益に関してフランチャイジー候補者が錯誤に陥ってフランチャイズ契約を締結した場合にも、その錯誤は顧慮されることがあるとする。

(47) V. M. Behar-Touchais, obs. sous Cass. 1<sup>re</sup> civ., 21 oct. 2020, JCP E 2021, n°3, p.34 et s..

(48) プッサン事件に関しては、山岡・前掲註(7)79頁以下、山下純司「情報の収集と錯誤の利用—契約締結過程における法律行為法の存在意義—(2)」法学協会雑誌123巻1号(2006年)39頁以下において詳述されている。

(49) Fabre-Magnan, *supra* note 14, n°526, p. 409.

(50) Ph. Malinvaud et al., *Droit des obligations*, LexisNexis, 16<sup>e</sup> édition, 2021, n°195, p.174. これは、契約締結前後の錯誤者の内心(psychologie)は錯誤の評価に影響を与えないということを意味する(Ghestin et al., *supra* note 17, n°1116, p.885.)。

(破毀院第1民事部1983年12月13日判決<sup>(51)</sup>)である<sup>(52)</sup>。本件には、自己が給付する物に関する錯誤は顧慮されるか<sup>(53)</sup>など、多様な争点が存在するが、ここでは錯誤の評価時点に関してのみ焦点を当てることにする。

### 【事実】

Xらは、専門家による鑑定結果により、本件絵画はバロック時代の著名な画家であるニコラ・プッサン(Nicolas Poussin)よりも価値の低いカラッチ派(École des Carrache)の作品でありプッサンの作品ではないと確信し、所有する本件絵画を競売を通じて2200フランで売却したが、売却後に本件絵画はプッサンの作品であるということが判明した。そこで、Xらは、先買権(droit de préemption)を行使して本件絵画の買主からこれを取得したY(国立美術館協会。同権利を行使して本件絵画をルーブル美術館のために取得。)に対して、改正前民法典1110条<sup>(54)</sup>に基づき錯誤無効を主張した。

### 【判旨】

破毀院は、錯誤の評価時点に関して、契約締結時であるとした控訴院の判断を正当としつつも、「売買当時における各自の錯誤の存在を証明するために、売買の時点より後の評価要素を用いることができる」と述べ、本件絵画の売買契約締結時におけるXらの錯誤の存在を証明するために、その後明らかにになった要素を用いることができると述べ、本件売買時における錯誤の存在を証明するために売買契約締結後の評価要素を用いること

---

(51) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 13 déc. 1983, *Bull. civ.* I, n°293, n°82-12237 : D. 1984, p.340, note J.-L. Aubert.

(52) 山岡・前掲註(7) 82頁。

(53) 山岡・前掲註(7) 83頁以下は、プッサン事件およびフラゴナールの門事件を素材にこの問題を検討する。

(54) 改正前民法典1110条

「錯誤は、それが合意(convention)の目的である物のまさに本質に関して陥った場合に限り、契約の無効の原因になる。」

を否定した控訴院判決を破毀した<sup>(55)</sup>。

i) 契約後の評価要素を用いて考慮できる現実

以上のように、破毀院は、契約後に判明した要素をもって契約締結時の現実を証明することができるとの理解を示した<sup>(56)</sup>。プッサン事件では、鑑定によって本件絵画はプッサンの作品ではなくカラッチ派の作品であるとされ、Xらはそうであるとの確信を有していたことから、現実(プッサンの作品であった。)との不一致が存在し、錯誤に陥って本件絵画を売却したとされたのである<sup>(57)</sup>。ただし、そのように契約後に明らかになった要素を用いて現実を評価することができるとしても、現実それ自体は不変な(immuable)ものであるから、契約後に明らかになった現実は契約時に存在したそれと同一である<sup>(58)</sup>。

ここでプッサン事件とフラゴナールの門事件との相違について一瞥すると、前者では、契約時において射倖性が契約の領域から排除されていたといえるのに対して、後者では、契約時に射倖性の存在を受け入れて契約をした(射倖性が契約の領域に取り込まれていた。)という点で両者は異なる<sup>(59)(60)</sup>。

---

(55) 以上の破毀院判決を受けて、移送先のヴェルサイユ控訴院は、絵画の作者という要素は本質的性質を構成するとした上で、Xらは契約時に本件絵画はプッサンの作品ではないという誤った確信(conviction erronée)に基づいて契約をしていたとして、Xらの錯誤無効の主張を認めた(CA Versailles, 7 janv. 1987, Juris-Data n°040155.)。

(56) なお、絵画等の美術品の売買に関して、作品の真作性は専門家でも間違えることがあるため、誤った鑑定結果を理由に責任を追及されることを回避するために鑑定依頼を断っている美術館も少なくないという(Ghestin et al., *supra* note 17, n°1113, p.879.)。

(57) Fabre-Magnan, *supra* note 14, n°522, p.406.

(58) *Ibid.*, n°527, p.410.

(59) 山岡・前掲註(7) 82頁。

(60) もっとも、フラゴナールの門事件においても、6人以上の鑑定士がそろって「フラゴナールの作とされる」と評していたことを考慮し、売主は契約時に本件絵画はフラゴナールの作ではないとの確信を有して売却していたということができ、したがって本件絵画がフラゴナールの真作であるという可能性を受け入れて売却したとはいえなために、契約時における売主の信念と現実との間に齟齬があるとし、売主による錯誤無効の主張を認めるべきであったとする見解もある(M.-F. Vieville-Miravete, obs. sous Cass. 1<sup>re</sup> civ., 24 mars 1987, JCP G 1989, II 21300.)。



## ii) 履行段階になりはじめて錯誤の存在が明らかになるとする見解

ブッサン事件で破毀院は契約後の評価要素による錯誤の証明を肯定したわけだが、あくまでも錯誤は契約締結時点で評価されるという立場は崩していない。こうした判例の立場と異なる見解を打ち出す論者といえるのがルヴィエール (Rouvière) である。彼は、錯誤は意思が合致した時点では存在し得ず、その後においてのみ明らかになる (se dévoile) ものであると述べる。そして、契約締結時を評価時点とすることができるのは錯誤の存在ではなく、表意者の不知の正当性 (ignorance légitime) であるとする。すなわち、契約締結時点が基準時になるのは表意者の錯誤の宥恕性 (excusable) であるという<sup>(61)</sup>。ルヴィエールは、契約時において錯誤は評価され得るものではないということは、事故による後遺症を理由とした和解 (transaction) の錯誤無効を認めた破毀院第2民事部1990年1月10日判決<sup>(62)</sup>においてすでに示されているとする。

かくして、ルヴィエールによれば、錯誤はそれが明らかになった時点の評価基準時とすべきであるという。そうすると、錯誤の存在は、表意者が期待した物 (chose espérée) と実際に獲得した物 (chose obtenue) との齟齬によって証明されることになる<sup>(63)</sup>。したがって、彼によれば、契約締結時点ではなく、契約が履行される中で (pendant l'exécution) はじめて錯誤の存在は明らかにされることになる<sup>(64)(65)</sup>。

---

(61) F. Rouvière, *Le moment d'appréciation de l'erreur*, D. 2014, chron. p.1784, n°4.

(62) Cass. 2° civ., 10 janv. 1990, *Bull. civ.* II, n°9, n°88-15112.

(63) Rouvière, *supra* note 61, p.1784, n°4.

(64) *Ibid.* p.1785, n°5.

(65) なお、ルヴィエールは錯誤の評価時点を本文中で述べたように解することで、無効訴権 (action en nullité) の時効について、複数の意思が合致した時点ではなく錯誤の存在が明らかになった時点であるとする改正前民法典1304条2項と完全に一致させることができるとする (*Ibid.*, p.1784, n°4.)。

## (2) 将来の収益性は確信に対応する現実にはならない

すでに見てきたように、プッサン事件によって、破毀院は、錯誤の評価時点はあくまでも契約時であるとしつつも、契約後の要素をもって契約時における錯誤の証明をすることができるとし、現実について契約後から遡及的に考慮することを認めた。とはいえ、将来の収益獲得の見込みは、まさに将来の予測であるために、錯誤者の確信と対比されるべき確知可能な現実 (*réalité tangible*) を構成するものではない<sup>(66)</sup>。そのように、契約締結時において確知可能な現実が未だ定まっていない点こそが、収益に関する錯誤が顧慮されることのない理由の1つであると考えられることから、以下ではこの点について詳述するブッコブザ (Boucobza) およびスリネ (Serinet) の議論と、彼らと類似した見解を打ち出しているといえるシリル・グリマルディ (Cyril Grimaldi 以下、グリマルディ。) の議論をみていきたい。

## i) ブッコブザおよびスリネ

ブッコブザおよびスリネによれば、ア・プリオリに存在する現実と表意者の確信との齟齬は表意者が証明をしなければならぬところ、現実たる実際の収益と表意者が期待した収益との齟齬は、それが明らかになった将来から契約締結時へと遡及することによってしか明らかにはならない。しかし、ここで考慮されるべき現実とは、契約締結時に当事者双方によって確定された、対象 (*objet*) についての合意上の定義 (*définition conventionnelle*) と対応する関係にある現実であり、合意上の定義が契約後に変更しても現実はその影響を受けないとする<sup>(67)</sup>。つまり、表意者の確信との対比で据えられる現実とは契約時に存在したそれであり、契約後において合意内容が変化したことにともない変容することはないのである。

(66) Boucobza et Serinet, *supra* note 4, p.88-89.

(67) *Ibid.*, p.88.

ところが、実施した取引や事業活動において収益を上げることができなかつたという期待外れの結果 (résultats décevants) は、契約締結時 (échange des consentements) には未だ確知され得ない。そうした現実の収益と期待したそれとの齟齬は契約後から契約時へと遡ることによってしか分からないものであるし、契約を締結した時点では想定し難い要因が作用することで、契約を締結した後になってから明らかになってくるのである<sup>(68)</sup>。そうしたことから、将来の収益獲得に対する期待は、確信と対比されるべき確知し得る現実を構成しないのである。

かくして、投資等を行ったものの、期待した収益を上げることができなかつたという悪い未来という現実は、しばしば契約後の経済情勢 (conjuncture) ないし錯誤者自身の管理 (gestion) に起因するものであり<sup>(69)</sup>、同意の瑕疵を評価する際に考慮することはできない<sup>(70)</sup>。

## ii) グリマルディ

彼の議論は明瞭である。すなわち、伝統的に、顧慮される錯誤とされてきたのは、契約締結時点における事実 (fait) または法 (droit) の状態 (état) についての誤った表示 (fausses représentations : 事実状態に関する誤った表示) であって、将来におけるそれらの状態についての誤った予測 (fausses prévisions : 将来についての誤った予測) ではない<sup>(71)</sup>。両者の具体例はこうである。すなわち、事実状態に関する誤った表示について、

(68) *Ibid.*, p.88.

(69) この点を指摘するものとして、フランチャイズ契約における収益に関する錯誤が問題になった破毀院商事部2013年10月1日判決 (Cass. com., 1<sup>er</sup> oct. 2013, Juris-Data n°021425.) を挙げることができる。同判決は、フランチャイジーの収益獲得を左右する要因として、契約期間中に発生した洪水 (inodation) といった気候的要因やフランチャイジーの事業に対する専心性 (diligences) といった要因を指摘する。

(70) Boucobza et Serinet, *supra* note 4, p.88.

(71) Grimaldi, *supra* note 11, n°154, p.135-136. V. aussi, C. Grimaldi, *Retour sur l'erreur sur les motifs (de la nécessité de bien distinguer les fausses représentations des prévisions non réalisées)*, D. 2012, chron. p.2822 et s..

彼は、現在の瓦が霜に耐えられるものではないと考えて耐霜性のある新しい瓦を購入するという場合を挙げる。対して、凍結するだろうと予想して耐霜性の瓦を購入するという場合を、将来についての誤った予測の例として挙げる<sup>(72)</sup>。両者はともに契約締結に際しての契機 (sujet) にはなるが、将来のことについて錯誤に陥ることはないため、事実状態に関する誤った表示のみが顧慮されることのある錯誤であるとする<sup>(73)</sup>。このようなグリマルディの見解からは、契約締結時点において確信と対比される現実がすでに存在していなければならないが、将来の予測は契約時には確知できず現実を構成し得ないという帰結が導かれるのではないか。

グリマルディは将来についての誤った予測が問題になった例の1つとして、Xが事業のための軽食販売用トラック (camion-friterie) をYから購入し当該場所を賃借して利用できると見込んでいたところ、行政上の許可を得ることができず当該場所にて本件トラックを利用することができなかったことから、Xが本件契約の錯誤無効を主張した破毀院商事部2006年5月30日判決<sup>(74)</sup>を挙げている<sup>(75)</sup>。本事案では本件トラックを利用して事業を行うことを予定していた場所の利用許可の帰趨という将来の予測に関する錯誤が問題になったものといえよう。グリマルディによれば、本判決において問題になったような将来の予測の誤りがあったことで錯誤を理由とした無効を認めてしまうと法的安全を損なうことになるため、将来についての予測が外れた場合にその契約から解放されるためには、それが条件 (condition) として組み込まれることが必要であるという<sup>(76)</sup>。

---

(72) *Ibid.*, p.2822.

(73) *Ibid.*

(74) Cass. com., 30 mai 2006, n°04-15356 : Contrats, conc. consom.2006, n°224, note L. Leveneur.

(75) Grimaldi, *supra* note 71, p.2824.

(76) *Ibid.*, p.2823.

## iii) 若干の整理および検討

前記の i) および ii) で取り上げた議論に従えば、将来における収益の獲得は予測の域を出ないため、契約時に「現実」になると予測した収益の獲得が、契約後に実現しなかったことをもって、契約時の確信との間に齟齬があったとして錯誤無効を主張することはできないということになる。

事後的に明らかになったという点では、確かに将来における収益に関しても、現実について契約後の要素も含めて証明することができるというプッサン事件判決で示された理解が妥当するよう見える。しかし、それはあくまでも契約時にすでに存在していた現実が事後に明らかになった場合に契約後から遡及して考慮することができるということであって、将来における収益性は表意者の契約後の行動等によって左右されてくるため、「契約時に存在した現実」として扱うことはできない。確かに、将来における収益の獲得可能性のような予測は契約締結にとって決定的な役割を果たすものであるけれども<sup>(77)</sup>、予測というその性質上、契約締結時には未だ不確定な推測の域を出ず、実現するか否かは誰にも分からない。そのため、将来における収益獲得に対する期待は、たとえそれが決定的なものであったとしても、表意者は自己の確信と収益の不獲得という現実との間に齟齬があったとして錯誤無効の主張をすることはできない。

ここまでの議論を推し進めていくと、表意者が期待した収益の不獲得という問題は収益に関する錯誤の問題として扱うのではなく、別の制度の下で扱うべきではないかという疑問が出てくる。この点、グリマルディは、契約締結時に存在した現実と確信との対比で判断される錯誤のフィールドにおいて、契約締結後しばらく経過してはじめて判明することになる収益性の欠如という問題を扱うよりも、別の制度による処理が望まれると述べる<sup>(78)</sup>。このような指摘は、錯誤とは異なる制度、とりわけ条件(condition)

---

(77) *Ibid.*, p.2822.

(78) *Ibid.*, p.2823 et s..

によって処理されるべきであるという議論につながっていくことになる。この点についての議論は別章にて改めて取り上げる。

以上要するに、錯誤は、契約締結時に存在していた事実や法 (*droit*) の状態についての誤った表示 (*fausse représentation*) から構成されるものであり、事後的に誤っていたと判明する予測 (*prévision*) との齟齬から生じるものではないのである<sup>(79)</sup>。結局のところ、契約締結時点では収益獲得の可否は分からないのだから、収益性に関して錯誤があったとしても、それはあくまでも期待が裏切られただけに過ぎず、そうしたリスクは収益を獲得することができなかった者が負担するべきであるということになる<sup>(80)</sup>。

しかしながら、他方で、相手方から提供された給付が、契約締結当初から収益を上げる適格性を有していなかった場合、表意者の収益を上げることが可能であるという確信と収益を上げることができないという現実との齟齬は、すでに契約締結時から存在しているため、収益に関する錯誤を理由とした無効を認めることができるのではないか<sup>(81)</sup>。このような場合は、確かに収益の不獲得といった現実が契約後に明らかになってはいるものの、プッサン事件で示された錯誤の評価時点に照らし、錯誤を認めることができると考えられる。こうした点はフランチャイズ契約における収益に関する錯誤においてしばしば議論される点であるので、IVにおいて取り上げたい。

#### 4. 小括

以上で概観した通り、基本的に収益に関する錯誤を理由とした無効の主張は認められないということであるが、その理由について要約すると以下のようなになるだろう。

---

(79) C. Grimaldi, *De l'erreur sur la rentabilité et des comptes prévisionnels*, RDC, 2012, p.535.

(80) C. Grimaldi, *La singlière erreur sur la rentabilité*, RDC mars 2021, p.79.

(81) V. Ghestin et al., *supra* note 17, n° 1178, p.954.

## (1) 確信と射倖性

錯誤とは、表意者の確信と現実との齟齬と定義されるが、フラゴナールの門事件において破毀院が示したように、その確信から射倖性が排除されない限り錯誤が顧慮されることはない。そのことは「射倖性は錯誤の主張を許さず」という法諺を明文化した民法典1133条3項において示されている。すなわち、疑義 (doute) が存在することを分かった上でそれでもなお契約を締結しているということは、錯誤リスクを受け入れて契約をしていることを意味することから錯誤無効の主張を封じられるのである。

過去の収益性に関しては別として、将来の収益性は契約締結時点では不確定な要素であり、必然的に射倖性が伴う。したがって、表意者は射倖性を受け入れて契約をすることになるので、射幸性が契約の領域に取り込まれていることになる。そういった意味で表意者は原因を了知の上で (en connaissance de cause) 契約を締結しているため、収益の獲得を保証する特別な条項が存在し、射幸性が表意者の確信から排除されていたような例外的な場合を除き、将来の収益に関する錯誤を理由に無効の主張をすることができない<sup>(82)</sup>。つまり、将来の収益の不獲得は表意者の自己責任ということになる。

## (2) 錯誤の評価時点

錯誤の存在は契約締結時を基準に判断されることになるが、プッサン事件において破毀院は契約後に明らかになった要素をもって、契約後から契約時に遡及するかたちで現実を証明することができるとした。とはいえ、確信と対比される現実には契約締結時点においてすでに確知され得るものでなければならない。この点、ブコブザおよびスリネが指摘するように、将来の収益性は契約後の経済情勢等の要因によって定まってくることから、契約時に表意者が抱いた確信と対比される現実を構成しない。

---

(82) V. J. Ghestin, *La notion d'erreur dans le droit positif actuel*, LGDJ, 1971, n°163 et s., p.195 et s..

よって、表意者の期待した収益を獲得することができなかったという契約後に明らかになった「現実」が契約時にすでに胚胎していたとして、確信と現実との齟齬ありということで収益に関する錯誤を理由に無効の主張をすることはできないことになる。将来の収益性はまさに「予測」なのであるから、確信と対比される「現実」の位置に据えることはできないのである。

### (3) 「IV」に向けた視座

ここまで述べてきたことから、将来の収益性に関する錯誤を顧慮することは「不可能なこと (impossibilité)」と評されることもある<sup>(83)</sup>にもかかわらず、フランチャイズ契約ではかかる錯誤が顧慮されているが、それは一体どうしてか<sup>(84)</sup>。

「IV」においてこの問題を扱うにあたり手がかりとなり得るのが、前記「I」の(2)で紹介した破毀院判決である。すなわち、同判決の理解に従えば、表意者の確信と射倖性の問題に関して、フランチャイザーから売上収益予測が提供されることで、錯誤リスクがフランチャイザーに転嫁される、あるいはフランチャイジーの確信から射倖性を排除する機能を果たしていると考えることができるのではないか。

また、錯誤の評価時点に関しても、フランチャイズ契約の特殊性から、同契約においてフランチャイザーから提供されるノウハウ等は収益を上げることができるもの、あるいは「実効性 (efficacité)」のあるものでなければならぬと考えることができるとすれば<sup>(85)</sup>、フランチャイジーが収益を上げることができなかったという「現実」は、契約時からノウハウ等の

---

(83) Boucobza et Serinet, *supra* note 4, p.86.

(84) 筆者はこれまでこの問題について若干の考察を行ってきた(矢島・前掲註(3) 309頁以下)。

(85) V. D. Mainguy, *L'erreur sur la rentabilité et le contrat de franchise*, RLDC, 2012, n° 98, p.75.



給付に胚胎していたものであり、それが事後的に明らかになったものと考えることができるのではないか。

(本学法学部准教授)

